

(一) 辛議團は昭和二年拾月二十五日を以て解散すること。

(二) 會社は解雇者九名の家族に對し見舞金として金一封を共済すること。

富士瓦斯紡績株式會社本庄工場労働辛議は右の條項に依り田滿解決せらるるを認む

昭和二年拾月二十五日

調停者 小田五郎 兵衛